総務省令第
○国土交通省令第五十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV3－46	開発工建　KT01	V3307－CR－T－YDN	開発工建株式会社	北海道岩見沢市幌向北1条2丁目580番地

総務省令第
○国土交通省令第五十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－214	ヤンマー　C50R－5	WDR－4TNV94CHT	株式会社竹内製作所	長野県埴科郡坂城町大字坂城9347番地

総務省令第
○国土交通省令第十二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－215	コマツ　CF001	SAA4D95LE－6－B	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
NV3－47	コマツ　0D127	SAA6D114E－6－A	〃	〃

総務省令第
○国土交通省令第十三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、株式会社テナントカンパニージャパンから、届出事業者の名称を次のとおり変更する届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

1．変更する届出事業者の名称

新	旧
株式会社テナントカンパニージャパン	テナントカンパニー日本支店

2．変更年月日

平成26年8月1日

総務省令第
○国土交通省令第十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、ヤハシー株式会社から、届出事業者の住所を次のとおり変更する届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

1．変更する届出事業者の住所

新	旧
大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号

2．変更年月日

平成26年12月15日

総務省令第
○国土交通省令第十五号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年三月三十日次のとおり承認事業者名を変更したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS3－15	コネクレーンズ　SR4	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号

総務省令第
○国土交通省令第十六号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十七年四月三十日次のとおり承認事業者名を変更したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年八月十四日

総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－143	利根ボーリング　SD－160	株式会社東亜利根ボーリング	東京都港区六本木七丁目3番7号

18-09-12;16:53　;コマツ建機販売 那珂支店　#1/1